

第 1 編 総論

第 1 章

総則

第 1 節 目的

1 目的

この計画は、忠岡町域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2 対象

この計画は、忠岡町域の住民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで忠岡町域に滞在する者や、行政区域を越えて忠岡町域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

第 2 節 武力攻撃事態対処法制

1 武力攻撃事態対処法

平成 15 年 6 月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。

2 関連法制

武力攻撃事態等の対処にあたっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、武力攻撃事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）